

事 務 連 絡

平成 30 年 8 月 6 日

各業界団体 殿

国土交通省土地・建設産業局

不動産課

「健康増進法の一部を改正する法律」の公布について(周知依頼)

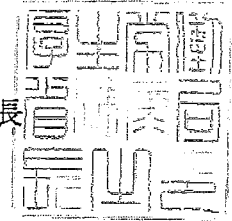
「健康増進法の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 78 号。以下「改正法」という。)が、平成 30 年 7 月 25 日に公布されたところであります。

改正法の趣旨及び主な内容については、別添のとおりであるので、これらの内容について十分御了知いただくとともに、貴団体傘下の会員に対し、今後、厚生労働省により示される揭示の徹底、改正法の内容及び関連措置の内容を周知するとともに、遺漏なきよう対応をお願いいたします。

健 発 0725 第 2 号
平成 30 年 7 月 25 日

国土交通省大臣官房長 殿

厚生労働省健康局長



「健康増進法の一部を改正する法律」の公布について（通知）

「健康増進法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 78 号。以下「改正法」という。）については、本日公布されたところである。

改正法の趣旨及び主な内容については、都道府県知事、政令市市長及び特別区区長あて通知（別添）のとおりであるので、貴府省庁におかれても、これらの内容について十分御了知いただくとともに、所管の独立行政法人、関係事業者等に改正法の内容等の周知徹底をお願いする。

「健康増進法の一部を改正する法律」の公布について

第1 改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定めること。

第2 改正法の主な内容

1 国及び地方公共団体の責務等に関する事項

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならないものとする。こと。(第 25 条関係)
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設(敷地を含む。以下同じ。)及び旅客運送事業自動車等の管理権原者(施設又は旅客運送事業自動車等の管理について権原を有する者をいう。以下同じ。)その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないものとする。こと。(第 26 条関係)
- (3) 国は、受動喫煙に関する調査研究その他の受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めなければならないものとする。こと。(第 41 条関係)

2 定義

(1) たばこ

たばこ事業法(昭和 59 年法律第 68 号)第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第 38 条第2項に規定する製造たばこ代用品をいうものとする。こと。(第 28 条第1号関係)

(2) 指定たばこ

たばこのうち、当該たばこから発生した煙(蒸気を含む。以下同じ。)が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するものをいうものとする。こと。(附則第3条第1項関係)

(3) 喫煙

人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙を発生させることをいうものとする。こと。(第 28 条第2号関係)

(4) 受動喫煙

人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいうものとする。こと。(第 28 条第3号関係)

(5) 特定施設

第一種施設、第二種施設及び喫煙目的施設をいうものとする。こと。(第 28 条第4号関係)

(6) 第一種施設

多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎(行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。)をいうものとする。こと。(第 28 条第5号関係)

(7) 第二種施設

多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設をいうものとする。こと。(第 28 条第6号関係)

(8) 喫煙目的施設

多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設として政令で定める要件を満たすものをいうものとする。こと。(第 28 条第7号関係)

(9) 既存特定飲食提供施設

この法律の施行の際現に存する第二種施設のうち、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設(次のいずれかの会社により営まれるもの又は当該施設の客席の部分の床面積が 100 平方メートルを超えるものを除く。)をいうものとする。こと。(附則第2条第2項関係)

ア 大規模会社(資本金の額又は出資の総額が 5000 万円を超える会社をいう。イにおいて同じ。)

イ 資本金の額又は出資の総額が 5000 万円以下の会社のうち、次に掲げるもの

(ア) 一の大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を有する会社

(イ) 大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を有する会社
((ア)に掲げるものを除く。)

(10) 旅客運送事業自動車等

旅客運送事業自動車、旅客運送事業航空機、旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいうものとする。こと。(第 28 条第8号関係)

(11) 特定屋外喫煙場所

第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該第一種施設の管理権原者によって区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいうものとする。こと。(第 28 条第 13 号関係)

(12) 喫煙関連研究場所

たばこに関する研究開発(喫煙を伴うものに限る。)の用に供する場所をいうものとする

こと。(第 28 条第 14 号関係)

3 特定施設等における喫煙の禁止等に関する事項

- (1) 何人も、正当な理由がなくて、特定施設及び旅客運送事業自動車等(以下「特定施設等」という。)においては、次に掲げる特定施設等の区分に応じ、当該特定施設等の次に定める場所(以下「喫煙禁止場所」という。)で喫煙をしてはならないものとする。こと。(第 29 条第 1 項並びに附則第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項関係)

ア 第一種施設 次に掲げる場所以外の場所

(ア) 特定屋外喫煙場所

(イ) 喫煙関連研究場所

イ 第二種施設 次に掲げる場所以外の屋内の場所

(ア) 5の(1)の喫煙専用室の場所

(イ) 5の(3)の指定たばこ専用喫煙室の場所

(ウ) 5の(4)の喫煙可能室の場所

(エ) 喫煙関連研究場所

ウ 喫煙目的施設 5の(2)の喫煙目的室以外の屋内の場所

エ 旅客運送事業自動車及び旅客運送事業航空機 内部の場所

オ 旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶 次に掲げる場所以外の内部の場所

(ア) 5の(1)の喫煙専用室の場所

(イ) 5の(3)の指定たばこ専用喫煙室の場所

- (2) 都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。)は、(1)に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は(1)のアからウまでに掲げる特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命ずることができるものとする。こと。(第 29 条第 2 項関係)

- (3) 人の居住の用に供する場所、旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 2 条第 1 項に規定する旅館業の施設の客室の場所(同条第 3 項に規定する簡易宿所営業の施設及び同条第 4 項に規定する下宿営業の施設の客室(個室を除く。))の場所を除く。)等については、健康増進法の規定の一部を適用しないものとする。こと。(第 40 条関係)

- (4) 何人も、特定施設等の喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。こと。(第 27 条第 1 項関係)

- (5) 特定施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならないものとする。こと。(第 27 条第 1 項関係)

4 特定施設等の管理権原者等の責務に関する事項

特定施設等の管理権原者等(管理権原者及び施設又は旅客運送事業自動車等の管理

者をいう。以下同じ。)は、当該特定施設等の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならないものとする。こと。
(第 30 条第1項関係)

5 喫煙専用室等及び喫煙専用室設置施設等に関する事項

(1) 第二種施設等(第二種施設並びに旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう。以下同じ。)の管理権原者は、当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所(特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。)へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室(以下この(1)において「基準適合室」という。)の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めることができることとし、当該場所を定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所及び当該第二種施設等の出入口の見やすい箇所に、当該場所が専ら喫煙をすることができる場所である旨、当該場所への 20 歳未満の者の立入りが禁止されている旨等を記載した標識(以下「喫煙専用室標識」という。)及び喫煙専用室(喫煙専用室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下同じ。)が設置されている旨等を記載した標識(以下「喫煙専用室設置施設等標識」という。)を掲示しなければならないものとする。こと。(第 33 条第1項から第3項まで関係)

(2) 喫煙目的施設の管理権原者は、当該喫煙目的施設の屋内の場所の全部又は一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所(特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。)へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室(以下この(2)において「基準適合室」という。)の場所を喫煙をすることができる場所として定めることができることとし、当該場所を定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所及び当該喫煙目的施設の出入口の見やすい箇所に、当該場所が喫煙を目的とする場所である旨、当該場所への 20 歳未満の者の立入りが禁止されている旨等を記載した標識(以下「喫煙目的室標識」という。)及び喫煙目的室(喫煙目的室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下同じ。)が設置されている旨等を記載した標識(以下「喫煙目的室設置施設等標識」という。)を掲示しなければならないものとする。こと。(第 35 条第1項から第3項まで関係)

(3) 第二種施設等の管理権原者は、この法律の公布の際における指定たばこによる受動喫煙が人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見に鑑み、当分の間、当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所(特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。)への指定たばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室(以下この(3)において「基準適合室」という。)の場所を喫煙(指定たばこのみの喫煙をいう。以下この(3)において同じ。)をすることができる場所として定めることができることとし、当該場所を定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所及び当該第二種施設等の出入口の見やすい箇所に、当該場所が喫煙をすることができる場所である旨、当該場所へ

の 20 歳未満の者の立入りが禁止されている旨等を記載した標識(以下「指定たばこ専用喫煙室標識」という。)及び指定たばこ専用喫煙室(指定たばこ専用喫煙室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下同じ。)が設置されている旨等を記載した標識(以下「指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識」という。)を掲示しなければならないものとする。こと。(附則第3条第1項関係)

- (4) 既存特定飲食提供施設の管理権原者は、この法律の施行の日から受動喫煙の防止に関する国民の意識及び既存特定飲食提供施設における受動喫煙を防止するための取組の状況を勘案し別に法律で定める日までの間、当該既存特定飲食提供施設の屋内の場所の全部又は一部の場所であつて、構造及び設備がその室外の場所(特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。)へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室(以下この(4)において「基準適合室」という。)の場所を喫煙をすることができる場所として定めることができることとし、当該場所を定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所及び当該既存特定飲食提供施設の出入口の見やすい箇所に、当該場所が喫煙をすることができる場所である旨、当該場所への 20 歳未満の者の立入りが禁止されている旨等を記載した標識(以下「喫煙可能室標識」という。)及び喫煙可能室(喫煙可能室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下同じ。)が設置されている旨等を記載した標識(以下「喫煙可能室設置施設標識」という。)を掲示しなければならないものとする。こと。(附則第2条第1項関係)
- (5) 喫煙専用室が設置されている第二種施設等(以下「喫煙専用室設置施設等」という。)、喫煙目的室が設置されている喫煙目的施設(以下「喫煙目的室設置施設」という。)、指定たばこ専用喫煙室が設置されている第二種施設等(以下「指定たばこ専用喫煙室設置施設等」という。)又は喫煙可能室が設置されている既存特定飲食提供施設(以下「喫煙可能室設置施設」という。)の管理権原者は、喫煙専用室等(喫煙専用室、喫煙目的室、指定たばこ専用喫煙室又は喫煙可能室をいう。以下同じ。)の構造及び設備を厚生労働省令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならないものとする。こと。(第 33 条第4項及び第 35 条第5項並びに附則第2条第1項及び第3条第1項関係)
- (6) 喫煙専用室設置施設等、喫煙目的室設置施設、指定たばこ専用喫煙室設置施設等又は喫煙可能室設置施設(以下この(6)及び(7)において単に「喫煙専用室設置施設等」という。)の管理権原者等は、20 歳未満の者を当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室等に立ち入らせてはならないものとする。こと。(第 33 条第5項及び第 35 条第7項並びに附則第2条第1項及び第3条第1項関係)
- (7) 喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととしようとするとき、喫煙目的室若しくは喫煙可能室の場所を喫煙をすることができる場所としないこととしようとするとき又は指定たばこ専用喫煙室の場所を喫煙(指定たばこのみの喫煙をいう。)をすることができる場所としないこととしようとするときは、当該喫煙専用室等において掲示された喫煙専用室標識等(喫煙専用室標識、喫

- 煙目的室標識、指定たばこ専用喫煙室標識又は喫煙可能室標識をいう。)を除去しなければならないものとする。こと。(第 33 条第6項及び第 35 条第9項並びに附則第2条第1項及び第3条第1項関係)
- (8) 喫煙専用室設置施設等、喫煙目的室設置施設、指定たばこ専用喫煙室設置施設等又は喫煙可能室設置施設の管理権原者は、当該喫煙専用室設置施設等の全ての喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととしたとき、当該喫煙目的室設置施設の全ての喫煙目的室の場所若しくは当該喫煙可能室設置施設の全ての喫煙可能室の場所を喫煙をすることができる場所としないこととしたとき又は当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の全ての指定たばこ専用喫煙室の場所を喫煙(指定たばこのみの喫煙をいう。)をすることができる場所としないこととしたときには、直ちに、当該喫煙専用室設置施設等、当該喫煙目的室設置施設、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等又は当該喫煙可能室設置施設において掲示された喫煙専用室設置施設等標識、喫煙目的室設置施設標識、指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識又は喫煙可能室設置施設標識を除去しなければならないものとする。こと。(第 33 条第7項及び第 35 条第 10 項並びに附則第2条第1項及び第3条第1項関係)
- (9) 喫煙目的室設置施設の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設が2の(8)の政令で定める要件を満たすように維持しなければならないものとする。こと。(第 35 条第4項関係)
- (10) 喫煙目的室設置施設(喫煙目的室において客に飲食をさせる営業が行われる施設その他の政令で定める施設に限る。(12)において同じ。)の管理権原者は、帳簿を備え、当該喫煙目的室設置施設の2の(8)の政令で定める要件に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならないものとする。こと。(第 35 条第6項関係)
- (11) 喫煙可能室設置施設の管理権原者は、既存特定飲食提供施設に該当することを証明する書類として厚生労働省令で定めるものを備え、これを保存しなければならないものとする。こと。(附則第2条第3項関係)
- (12) 喫煙目的室設置施設、指定たばこ専用喫煙室設置施設等又は喫煙可能室設置施設(以下この(12)において単に「喫煙目的室設置施設等」という。)の管理権原者等は、当該喫煙目的室設置施設等の営業について広告又は宣伝をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該喫煙目的室設置施設等が喫煙目的室設置施設等である旨を明らかにしなければならないものとする。こと。(第 35 条第8項並びに附則第2条第4項及び第3条第2項関係)
- 6 都道府県知事による勧告、命令等に関する事項
- (1) 都道府県知事は、特定施設等の管理権原者等が4に違反して器具又は設備を喫煙の用に供することができる状態で設置しているときは、当該管理権原者等に対し、勧告、命令等を行うことができるものとする。こと。(第 32 条関係)
- (2) 都道府県知事は、喫煙専用室設置施設等、喫煙目的室設置施設、指定たばこ専用

喫煙室設置施設等若しくは喫煙可能室設置施設の喫煙専用室等の構造若しくは設備が5の(1)から(4)までの厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなったと認めるとき又は喫煙目的室設置施設が2の(8)の政令で定める要件を満たしていないと認めるときは、当該喫煙専用室設置施設等、当該喫煙目的室設置施設、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等又は当該喫煙可能室設置施設の管理権原者に対し、勧告、命令等を行うことができるものとする。 (第 34 条及び第 36 条並びに附則第2条第1項及び第3条第1項関係)

7 罰則

この法律による改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設けるものとする。 (第 76 条から第 78 条まで関係)

8 その他

(1) 特定施設等においてこの法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務に従事する者の望まない受動喫煙を防止するため、当該使用する者又は当該特定施設等の実情に応じ適切な措置をとるよう努めなければならないものとする。 (附則第5条関係)

(2) その他所要の改正を行うこと。

第3 施行期日等

1 施行期日

この法律は、平成 32 年4月1日から施行するものとする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行するものとする。 (附則第1条関係)

- (1) 第2の1、第2の2(一部の事項に限る。)及び第2の3(一部の事項に限る。) 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日
- (2) 第2の2(一部の事項に限る。)、第2の3(一部の事項に限る。)、第2の4(一部の事項に限る。)、第2の6の(1)(一部の事項に限る。)、第2の7(一部の事項に限る。)、第2の8の(1)(一部の事項に限る。) 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日

2 検討規定

政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第8条関係)

3 経過措置等

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。 (附則第4条、第6条、第7条及び第9条から第 14 条まで関係)

※ なお、条や項の番号については、改正法による全ての改正規定の施行後のものを記載し

別添1

ている。

健康増進法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十年七月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第七十八号

健康増進法の一部を改正する法律

第一条 健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第五章 特定給食施設等」 第一節 特定給食施設における栄養管理（第二十条―第二十四条）を 「第五章 特定給食施設（第二十条―第二十四条） 喫煙防止（第二十五条―第二十五条の六）」 に、「第六章」を「第七章」に、「第八章」を「第八章」に、「第九章」を「第九章」に改める。

給食施設（第二十条―第二十四条） 喫煙防止（第二十五条―第二十五条の六）」 に、「第六章」を「第七章」に、「第八章」を「第八章」に、「第九章」を「第九章」に改める。

第五章 特定給食施設

第五章第一節の節名を削る。

第八章を第九章とし、第七章を第八章とし、第六章を第七章とする。

第二十五条に見出しとして「多数の者が利用する施設における受動喫煙の防止」を付し、同条中「受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう）」を「望まない受動喫煙」に改め、第五章第二節中同条を第二十五条の五とし、同条の次に次の一条を加える。

（受動喫煙に関する調査研究）

第二十五条の六 国は、受動喫煙に関する調査研究その他の受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めなければならない。

第五章第二節の節名を削る。

第二十四条の次に次の章名及び四条を加える。

第六章 受動喫煙防止

（国及び地方公共団体の責務）

第二十五条 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

（関係者の協力）

第二十五条の二 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設（敷地を含む。次条第二項及び第二十五条の五において同じ。）を管理する者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（喫煙をする際の配慮義務等）

第二十五条の三 何人も、喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。

2 多数の者が利用する施設を管理する者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

（定義）

第二十五条の四 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 たばこ たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第三号に掲げる製造たばこであつて、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品をいう。

二 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。次号において同じ。）を生じさせることをいう。

三 受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。

第二条 健康増進法の一部を次のように改正する。

目次中 「第六章 受動喫煙防止（第二十五条―第二十五条の六）」を 「第六章 受動喫煙防止（第二十五条―第二十五条の六）」に、「第七章」を「第七章」に改める。

条―第二十五条の四） 第二十五条の五―第二十五条の十三）に、「第四十条」を「第四十二条」に改める。

第二十五条の前に次の節名を付する。

第一節 総則

第二十五条の二中「次条第二項及び第二十五条の五」を「以下この章」に、「を管理する者」を「の管理権原者（施設の管理について権原を有する者をいう。以下この章において同じ。）」に改める。

第二十五条の三第一項中「何人も」の下に「特定施設の第二十五条の五第一項に規定する喫煙禁止場所以外の場所において」を加え、同条第二項中「を管理する者」を「の管理権原者」に改める。

第二十五条の四に次の三号を加える。

四 特定施設 多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるものをいう。

イ 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの

ロ 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）

五 特定屋外喫煙場所 特定施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該特定施設の管理権原者によって区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいう。

六 喫煙関連研究場所 たばこに関する研究開発（喫煙を伴うものに限る。）の用に供する場所をいう。

第六章中第二十五条の六を第二十五条の十二とし、同条の次に次の一条を加える。

（経過措置）

第二十五条の十三 この章の規定に基づき政令又は厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第二十五条の五を削り、第二十五条の四の次に次の節名及び七条を加える。

第二節 受動喫煙を防止するための措置

（特定施設における喫煙の禁止等）

第二十五条の五 何人も、正当な理由がなく、特定施設においては、特定屋外喫煙場所及び喫煙関連研究場所以外の場所（以下この節において「喫煙禁止場所」という。）で喫煙をしてはならない。

2 都道府県知事は、前項の規定に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命ずることができる。

（特定施設の管理権原者等の責務）

第二十五条の六 特定施設の管理権原者等（管理権原者及び施設の管理者をいう。以下この節において同じ。）は、当該特定施設の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができ、当該特定施設に喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努めなければならない。

3 前項に定めるもののほか、特定施設の管理権原者等は、当該特定施設における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない。

（特定施設の管理権原者等に対する指導及び助言）

第二十五条の七 都道府県知事は、特定施設の管理権原者等に対し、当該特定施設における受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言をすることができる。

（特定施設の管理権原者等に対する勧告、命令等）

第二十五条の八 都道府県知事は、特定施設の管理権原者等が第二十五条の六第一項の規定に違反して器具又は設備を喫煙の用に供することができ、当該特定施設に喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、期限を定めて、当該器具又は設備の撤去その他当該器具又は設備を喫煙の用に供することができないようにするための措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた特定施設の管理権原者等が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた特定施設の管理権原者等が、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（立入検査等）

第二十五条の九 都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、特定施設の管理権原者等に対し、当該特定施設の喫煙禁止場所における専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備の撤去その他の受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、特定施設に立ち入り、当該措置の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（多数の者が利用する施設における受動喫煙の防止）

第二十五条の十 多数の者が利用する施設（特定施設を除く。）の管理権原者等は、当該施設を利用する者について、望まない受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（適用除外）

第二十五条の十一 次に掲げる場所については、この節の規定（第二十五条の六第三項、前条及びこの条の規定を除く。以下この条において同じ。）は、適用しない。

一 人の居住の用に供する場所

二 その他前号に掲げる場所に準ずる場所として政令で定めるもの

2 特定施設の場所に前項各号に掲げる場所に該当する場所がある場合においては、当該特定施設の場所（当該同項各号に掲げる場所に該当する場所に限る。）については、この節の規定は、適用しない。

3 特定施設の場所において現に運行している自動車の内部の場所については、この節の規定は、適用しない。

第二十六条の十第一項中「第四十条」を「第四十二条第二号」に改める。

第四十条を次のように改める。

第四十条 第二十五条の八第三項の規定に基づく命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

本則に次の二条を加える。

第四十一条 第二十五条の五第二項の規定に基づく命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第二十五条の九第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第二十六条の十第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

第三条 健康増進法の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条の四」を「第二十八条」に、「第二十五条の五―第二十五条の十三」を「第二十九条―第四十二条」に、「第二十六条―第三十三条」を「第四十三条―第六十七条」に、「第三十四条―第三十五条」を「第六十八条―第六十九条」に、「第三十六条―第四十二条」を「第七十条―第七十八条」に改める。

第四十二条第二号中「第二十六条の十第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第二十五条の九第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同号を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

一 第三十五条第六項の規定による帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

第四十二条を第七十八条とする。

第四十一条中「第二十五条の五第二項の規定に基づく命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第二十九条第二項の規定に基づく命令に違反した者

二 第三十三条第七項又は第三十五条第十項の規定に違反した者

第四十一条を第七十七条とする。

第四十条中「第二十五条の八第三項の規定に基づく命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第三十二条第三項、第三十四条第三項又は第三十六条第四項の規定に基づく命令に違反した者

二 第三十三条第三項、第三十五条第三項又は第三十七条の規定に違反した者

第四十条を第七十六条とする。

第三十九条中「第三十七条」を「第七十二条」に改め、同条を第七十五条とする。

第三十八条第二号中「第二十七条第一項（第二十九条第二項）を「第六十一条第一項（第六十三条第二項）に改め、同条を第七十四条とする。

第三十七条の二第一号中「第二十六条の九」を「第五十一条」に改め、同条第二号中「第二十六条の十四」を「第五十六条」に、「の記載をせず、」を「を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは」に改め、同条第三号中「第二十六条の十六」を「第五十八条」に改め、同条第四号中「第二十六条の十七第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同条を第七十三条とする。

第三十七条第二号中「第二十六条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、同条第三号中「第二十六条の十五第二項」を「第五十七条第二項」に改め、同条を第七十二条とする。

第三十六条の二中「第三十二条第二項」を「第六十六条第二項」に改め、同条を第七十一条とする。

第三十六条第三項中「第二十六条の十一第一項」を「第五十三条第一項」に改め、同条第四項中「第二十六条の十三」を「第五十五条」に改め、同条を第七十条とし、第八章中第三十五条を第六十九条とする。

第三十四条中「第二十六条第二項」を「第四十三条第二項」に、「第二十七条第一項（第二十九条第二項）を「第六十一条第一項（第六十三条第二項）に改め、同条を第六十八条とする。

第三十三条中「第二十七条第一項（第二十九条第二項）を「第六十一条第一項（第六十三条第二項）に改め、第七章中同条を第六十七条とする。

第三十二条第三項中「第二十七条」を「第六十一条」に、「第二十九条第一項」を「第六十三条第一項」に改め、同条を第六十六条とし、第三十一条を第六十五条とする。

第三十条中「第二十六条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第三十七条第二号」を「第七十二条第二号」に改め、同条を第六十四条とする。

第二十九条第二項中「第二十六条第二項」を「第四十三条第二項」に、「第二十七条の」を「第六十一条の」に、「第二十七条第一項」を「第六十一条第一項」に改め、「前条第一号中「第二十六条第六項」とあるのは「次条第二項において準用する第二十六条第六項」とを削り、同条を第六十三条とする。

第二十八条中「第二十六条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、同条第一号中「第二十六条第六項」を「第四十三条第六項」に改め、同条を第六十二条とし、第二十七条を第六十一条とする。

第二十六条の十八第一号中「第二十六条第三項」を「第四十三条第三項」に改め、同条第二号中「第二十六条の五第一項」を「第四十七条第一項」に改め、同条第三号中「第二十六条の七」を「第四十九条」に改め、同条第四号中「第二十六条の九」を「第五十一条」に改め、同条第五号中「第

二十六条の十三」を「第五十五条」に改め、同条を第六十条とし、第二十六条の十七を第五十九条とし、第二十六条の十六を第五十八条とし、第二十六条の十五を第五十七条とし、第二十六条の十四を第五十六条とする。

第二十六条の十三第一号中「第二十六条の三第一号」を「第四十五条第一号」に改め、同条第二号中「第二十六条の六、第二十六条の七、第二十六条の九、第二十六条の十第一項」を「第四十八条、第四十九条、第五十一条、第五十二条第一項」に改め、同条第三号中「第二十六条の十第二項各号」を「第五十二条第二項各号」に改め、同条第四号中「第二十六条の八第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条第五号中「第二十六条の八第三項」を「第五十条第三項」に改め、同条第六号中「第二十六条第三項」を「第四十三条第三項」に、「第二十六条の五第一項」を「第四十七条第一項」に改め、同条を第五十五条とする。

第二十六条の十二中「第二十六条の四第一項各号」を「第四十六条第一項各号」に改め、同条を第五十四条とし、第二十六条の十一を第五十三条とする。

第二十六条の十第一項中「第四十二条第二号」を「第七十八条第三号」に改め、同条を第五十二条とし、第二十六条の九を第五十一条とし、第二十六条の八を第五十条とし、第二十六条の七を第四十九条とし、第二十六条の六を第四十八条とし、第二十六条の五を第四十七条とする。

第二十六条の四第一項中「第二十六条の二」を「第四十四条」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第三号中「第二十六条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第二十九条第一項」を「第六十三条第一項」に、「第二十六条の十第二項」を「第五十二条第二項」に改め、同条第二号及び第三号中「第二十六条の十三」を「第五十五条」に改め、同条を第四十五条とし、第二十六条の二を第四十四条とし、第二十六条を第四十三条とし、第六章第二節中第二十五条の十三を第四十二条とし、第二十五条の十二を第四十一条とする。

第二十五条の十一第一項中「第二十五条の六第三項、前条」を「第三十条第四項」に改め、同条第一号中「場所」の下に「（次号に掲げる場所を除く。）」を加え、同条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同条を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業の施設の客室の場所（同条第三項に規定する簡易宿所営業の施設の施設及び同条第四項に規定する下宿営業の施設の客室（個室を除く。）の場所を除く。）

第二十五条の十一第二項中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同条第三項中「特定施設」を「特定施設等」に、「現に運行している自動車」を「一般自動車等（旅客運送事業自動車等以外の自動車、航空機、鉄道車両又は船舶をいう。）が現に運行している場合における当該一般自動車等」に改め、同条を第四十条とする。

第二十五条の十を削る。

第二十五条の九第一項中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同条を第三十八条とし、同条の次に次の一号を加える。

（適用関係）

第三十九条 第一種施設の場所に第一種施設以外の特定施設に該当する場所がある場合においては、当該場所については、第一種施設の場所としてこの章の規定を適用する。

2 旅客運送事業鉄道等車両の場所又は旅客運送事業船舶の場所において現に運行している旅客運送事業自動車の内部の場所については、旅客運送事業自動車に関するこの章の規定を適用する。

3 旅客運送事業自動車の場所又は旅客運送事業航空機の場所に特定施設に該当する場所がある場合においては、当該場所については、旅客運送事業自動車の場所又は旅客運送事業航空機の場所としてこの章の規定を適用する。

- 4 旅客運送事業鉄道等車両の場所又は旅客運送事業船舶の場所に特定施設に該当する場所がある場合においては、当該場所については、特定施設の場所としてこの章の規定を適用する。
- 5 特定施設の場所において現に運行している旅客運送事業自動車等の内部の場所については、旅客運送事業自動車等に関するこの章の規定を適用する。
- 第二十五条の八の見出し中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同条第一項中「特定施設」を「特定施設等」に「第二十五条の六第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同条を第三十二条とし、同条の次に次の五条を加える。
(喫煙専用室)
- 第三十三条 第二種施設等（第二種施設並びに旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう。以下この条及び第三十七条第一項において同じ。）の管理権原者は、当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所であつて、構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室（次項及び第三項第一号において「基準適合室」という。）の場所を専ら喫煙をすることができるところとして定めることができる。
- 2 第二種施設等の管理権原者は、前項の規定により当該第二種施設等の基準適合室の場所を専ら喫煙をすることができるところとして定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所の出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識（以下この節において「喫煙専用室標識」という。）を掲示しなければならない。
- 一 当該場所が専ら喫煙をすることができるところである旨
- 二 当該場所への二十歳未満の者の立入りが禁止されている旨
- 三 その他厚生労働省令で定める事項
- 3 第二種施設等の管理権原者は、前項の規定により喫煙専用室標識を掲示したときは、厚生労働省令で定めるところにより、直ちに、当該第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識（以下この節において「喫煙専用室設置施設等標識」という。）を掲示しなければならない。ただし、当該第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に、既に喫煙専用室設置施設等標識が掲示されている場合は、この限りでない。
- 一 喫煙専用室（前項の規定により喫煙専用室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）が設置されている旨
- 二 その他厚生労働省令で定める事項
- 4 喫煙専用室が設置されている第二種施設等（以下この節において「喫煙専用室設置施設等」という。）の管理権原者は、当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室の構造及び設備を第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。
- 5 喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、二十歳未満の者を当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室に立ち入らせてはならない。
- 6 喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができるところとしなければならないこととするときは、当該喫煙専用室において掲示された喫煙専用室標識を除去しなければならない。
- 7 喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、当該喫煙専用室設置施設等の全ての喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができるところとしなければならないこととするときは、直ちに、当該喫煙専用室設置施設等において掲示された喫煙専用室設置施設等標識を除去しなければならない。
(喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対する勧告、命令等)
- 第三十四条 都道府県知事は、喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室の構造又は設備が前条第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなったと認めるときは、当該喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対し、当該喫煙専用室において掲示された喫煙専用室標識及び当該喫煙専用室設置施設等において掲示された喫煙専用室設置施設等標識（喫煙専用室設置施設等に複数の喫煙専用室が設置されている場合にあっては、当該喫煙専用室設置施設等の全ての喫煙専用室の構造又は設備が同項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなったと認めるときに限る。）を直ちに除去し、又は当該喫煙専用室の構造及び設備が同項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するまでの間、当該喫煙専用室の供用を停止することを勧告することができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた喫煙専用室設置施設等の管理権原者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた喫煙専用室設置施設等の管理権原者が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
(喫煙目的室)
- 第三十五条 喫煙目的施設の管理権原者は、当該喫煙目的施設の屋内の場所の全部又は一部の場所であつて、構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室（次項及び第三項第一号において「基準適合室」という。）の場所を喫煙をすることができるところとして定めることができる。
- 2 喫煙目的施設の管理権原者は、前項の規定により当該喫煙目的施設の基準適合室の場所を喫煙をすることができるところとして定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所の出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識（以下この節において「喫煙目的室標識」という。）を掲示しなければならない。
- 一 当該場所が喫煙を目的とする場所である旨
- 二 当該場所への二十歳未満の者の立入りが禁止されている旨
- 三 その他厚生労働省令で定める事項
- 3 喫煙目的施設の管理権原者は、前項の規定により喫煙目的室標識を掲示したときは、厚生労働省令で定めるところにより、直ちに、当該喫煙目的施設の主たる出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識（以下この節において「喫煙目的室設置施設等標識」という。）を掲示しなければならない。ただし、当該喫煙目的施設の主たる出入口の見やすい箇所に、既に喫煙目的室設置施設等標識が掲示されている場合は、この限りでない。
- 一 喫煙目的室（前項の規定により喫煙目的室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下この条及び次条において同じ。）が設置されている旨
- 二 その他厚生労働省令で定める事項
- 4 喫煙目的室が設置されている喫煙目的施設（以下この節において「喫煙目的室設置施設」という。）の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設が第二十八条第七号の政令で定める要件を満たすように維持しなければならない。
- 5 喫煙目的室設置施設等の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設等の喫煙目的室の構造及び設備を第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。
- 6 喫煙目的室設置施設（喫煙目的室において客に飲食をさせる営業が行われる施設その他の政令で定める施設に限る。以下この項及び第八項において同じ。）の管理権原者は、帳簿を備え、当該喫煙目的室設置施設の第二十八条第七号の政令で定める要件に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
- 7 喫煙目的室設置施設等の管理権原者は、二十歳未満の者を当該喫煙目的室設置施設等の喫煙目的室に立ち入らせてはならない。
- 8 喫煙目的室設置施設等の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設等の営業について広告又は宣伝をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該喫煙目的室設置施設が喫煙目的室設置施設である旨を明らかにしなければならない。

- 2 喫煙目的施設の管理権原者は、前項の規定により当該喫煙目的施設の基準適合室の場所を喫煙をすることができるところとして定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所の出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識（以下この節において「喫煙目的室標識」という。）を掲示しなければならない。
- 一 当該場所が喫煙を目的とする場所である旨
- 二 当該場所への二十歳未満の者の立入りが禁止されている旨
- 三 その他厚生労働省令で定める事項
- 3 喫煙目的施設の管理権原者は、前項の規定により喫煙目的室標識を掲示したときは、厚生労働省令で定めるところにより、直ちに、当該喫煙目的施設の主たる出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識（以下この節において「喫煙目的室設置施設等標識」という。）を掲示しなければならない。ただし、当該喫煙目的施設の主たる出入口の見やすい箇所に、既に喫煙目的室設置施設等標識が掲示されている場合は、この限りでない。
- 一 喫煙目的室（前項の規定により喫煙目的室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下この条及び次条において同じ。）が設置されている旨
- 二 その他厚生労働省令で定める事項
- 4 喫煙目的室が設置されている喫煙目的施設（以下この節において「喫煙目的室設置施設」という。）の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設が第二十八条第七号の政令で定める要件を満たすように維持しなければならない。
- 5 喫煙目的室設置施設等の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設等の喫煙目的室の構造及び設備を第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。
- 6 喫煙目的室設置施設（喫煙目的室において客に飲食をさせる営業が行われる施設その他の政令で定める施設に限る。以下この項及び第八項において同じ。）の管理権原者は、帳簿を備え、当該喫煙目的室設置施設の第二十八条第七号の政令で定める要件に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
- 7 喫煙目的室設置施設等の管理権原者は、二十歳未満の者を当該喫煙目的室設置施設等の喫煙目的室に立ち入らせてはならない。
- 8 喫煙目的室設置施設等の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設等の営業について広告又は宣伝をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該喫煙目的室設置施設が喫煙目的室設置施設である旨を明らかにしなければならない。

9 喫煙目的室設置施設の管理権原者は、喫煙目的室の場所を喫煙をすることができる場所としなければならぬ。

10 喫煙目的室設置施設の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設の全ての喫煙目的室の場所を喫煙をすることができる場所としなければならぬ。直ちに、当該喫煙目的室設置施設において掲示された喫煙目的室設置施設標識を除去しなければならない。

(喫煙目的室設置施設の管理権原者に対する勧告、命令等)

第三十六条 都道府県知事は、喫煙目的室設置施設が第二十八条第七号の政令で定める要件を満たしていないと認めるときは、当該喫煙目的室設置施設及び当該喫煙目的室設置施設において掲示された喫煙目的室設置施設標識を直ちに除去し、又は当該喫煙目的室設置施設が同号の政令で定める要件を満たすまでの間、当該喫煙目的室設置施設の供用を停止することを勧告することができる。

2 都道府県知事は、喫煙目的室設置施設の喫煙目的室の構造又は設備が前条第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該喫煙目的室設置施設の管理権原者に対し、当該喫煙目的室において掲示された喫煙目的室設置施設標識及び当該喫煙目的室が設置されている場合にあつては、当該喫煙目的室設置施設の全ての喫煙目的室の構造又は設備が同項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなつたと認めるときに限る。を直ちに除去し、又は当該喫煙目的室の構造及び設備が同項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するまでの間、当該喫煙目的室の供用を停止することを勧告することができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた喫煙目的室設置施設の管理権原者が、その勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた喫煙目的室設置施設の管理権原者が、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該管理権原者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(標識の使用制限)

第三十七条 何人も、次に掲げる場合を除き、特定施設等において喫煙専用室標識、喫煙専用室設置施設等標識、喫煙目的室標識若しくは喫煙目的室設置施設標識(以下この条において「喫煙専用室標識等」と総称する)又は喫煙専用室標識等に類似する標識を掲示してはならない。

一 第二種施設等の管理権原者が第三十三条第二項の規定により喫煙専用室標識を掲示する場合

二 喫煙目的施設等の管理権原者が第三十五条第二項の規定により喫煙目的室標識を掲示する場合

三 又は同条第三項の規定により喫煙目的室設置施設標識を掲示する場合

四 何人も、次に掲げる場合を除き、喫煙専用室標識等を除去し、又は汚損その他喫煙専用室標識等の識別を困難にする行為をしてはならない。

一 喫煙専用室設置施設等の管理権原者が第三十三条第六項の規定により喫煙専用室標識を除去する場合、同条第七項の規定により喫煙専用室設置施設等標識を除去する場合又は第三十四条

第一項の規定による勧告若しくは同条第三項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙専用室標識及び喫煙専用室設置施設等標識を除去する場合

二 喫煙目的室設置施設等の管理権原者が第三十五条第九項の規定により喫煙目的室標識を除去する場合、同条第十項の規定により喫煙目的室設置施設標識を除去する場合又は前条第一項若しくは第二項の規定による勧告若しくは同条第四項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙目的

室標識及び喫煙目的室設置施設標識を除去する場合

第二十五条の七(見出しを含む)中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十五条の六の見出し中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同条第一項中「特定施設」を「特定施設等」に改め、及び施設」の下に「又は旅客運送事業自動車等」を加え、同条第三項中前項を「前二項」に「特定施設」を「特定施設等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 旅客運送事業自動車等の管理権原者等は、当該旅客運送事業自動車等の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止を求めるよう努めなければならない。

第二十五条の六を第三十条とする。

第二十五条の五の見出し中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同条第一項を次のように改める。

何人も、正当な理由がなくて、特定施設等においては、次の各号に掲げる特定施設等の区分に応じ、当該特定施設等の当該各号に定める場所(以下この節において「喫煙禁止場所」という。)で喫煙をしてはならない。

一 第一種施設 次に掲げる場所以外の場所

イ 特定屋外喫煙場所

ロ 喫煙関連研究場所

二 第二種施設 次に掲げる場所以外の屋内の場所

イ 第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室の場所

ロ 喫煙関連研究場所

三 喫煙目的施設 第三十五条第三項第一号に規定する喫煙目的室以外の屋内の場所

四 旅客運送事業自動車及び旅客運送事業航空機 内部の場所

五 旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶 第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室以外の内部の場所

第二十五条の五第二項中「又は」の下に「同項第一号から第三号までに掲げる」を加え、同条を第二十九条とする。

第二十五条の四第二号中「次号」の下に「及び次節」を加え、同条第四号中「多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるもの」を「第一種施設、第二種施設及び喫煙目的施設」に改め、同号イ及びロを削り、同条第六号を同条第十四号とし、同条第五号中「特定施設」を「第一種施設」に改め、同条を同条第十三号とし、同条第四号の次に次の八号を加える。

五 第一種施設 多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるものをいう。

イ 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの

ロ 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎(行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。)

六 第二種施設 多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設をいう。

七 喫煙目的施設 多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設として政令で定める要件を満たすものをいう。

八 旅客運送事業自動車等 旅客運送事業自動車、旅客運送事業航空機、旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう。

九 旅客運送事業自動車 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)による旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車をいう。

第三十三条第二項	第二十九条第一項第二号 イ及び第三十三条の見出し		喫煙専用室	喫煙可能室
	一部	専ら喫煙	全部又は一部	
	を専ら喫煙	喫煙		
	この節	を喫煙	この条及び次条第一項	
	喫煙専用室標識		喫煙可能室標識	

[illegible]

第三十四条第二項及び第三項	喫煙専用室設置施設等標識	喫煙可能室設置施設標識
	喫煙専用室が	喫煙可能室が
	喫煙専用室設置施設等	喫煙可能室設置施設

- 2 前項の「既存特定飲食提供施設」とは、この法律の施行の際現に存する第二種施設（新法第二十八条第六号に規定する第二種施設をいう。）のうち、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設（次の各号に掲げるいずれかの会社により営まれるもの又は当該施設の客席の部分の床面積が百平方メートルを超えるものを除く。）をいう。
- 一 大規模会社（資本金の額又は出資の総額が五千万円を超える会社をいう。次号において同じ。）
- 二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社のうち、次に掲げるもの
- イ 一の大規模会社が発行済株式又は出資の総額又は総額の二分の一以上を有する会社
- ロ 大規模会社が発行済株式又は出資の総額又は総額の三分の二以上を有する会社（イに掲げるものを除く。）
- 3 喫煙可能室設置施設（第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第四項に規定する喫煙可能室設置施設をいう。以下この条及び附則第四条第二項第三号において同じ。）の管理権原者（新法第二十六條に規定する管理権原者をいう。次条第一項及び附則第四条において同じ。）は、前項に規定する既存特定飲食提供施設に該当することを証明する書類として厚生労働省令で定めるものを備え、これを保存しなければならない。
- 4 喫煙可能室設置施設の管理権原者等（新法第三十條第一項に規定する管理権原者等をいう。次項並びに次条第二項及び第三項において同じ。）は、当該喫煙可能室設置施設の営業について広告又は宣伝をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該喫煙可能室設置施設が喫煙可能室設置施設である旨を明らかにしなければならない。
- 5 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。次条第三項において同じ。）は、この条の規定の施行に必要な限度において、喫煙可能室設置施設の管理権原者等に対し、当該喫煙可能室設置施設の状態その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、喫煙可能室設置施設に立ち入り、当該喫煙可能室設置施設の状態若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 6 前項の規定により立ち入り検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 7 第五項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 8 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。
- 一 第三項の規定による書類を備え付けず、又は保存しなかった者
- 二 第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- （指定たばこ専用喫煙室に関する経過措置）
- 第三條 新法第三十三條第一項に規定する第二種施設等（以下この項並びに次条第一項第一号及び第四号において「第二種施設等」という。）の管理権原者が当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所を指定たばこ（新法第二十八條第一号に規定するたばこ（以下この項において「たばこ」という。）のうち、当該たばこから発生した煙（蒸気を含む）が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの）をいう。以下この項において同じ。）のみの喫煙（新法第二十八條第二号に規定する喫煙をいう。）をすることができる場所として定めようとする場合における当該第二種施設等についての新法第二十九條第一項、第三十三條及び第三十四條の規定の適用については、この法律の公布の際における指定たばこによる受動喫煙が人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見に鑑み、当分の間、次の表の上欄に掲げる新法規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十九條第一項第二号 イ及び第五号並びに第三十三條の見出し	喫煙専用室	
	たばこ	指定たばこ専用喫煙室
第三十三條第一項	専ら喫煙	指定たばこ（たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの）をいう。以下この項において同じ。）
	を専ら喫煙	喫煙（指定たばこのみの喫煙をいう。以下この条において同じ。）
第三十三條第二項	この節	この条及び次条第一項
	喫煙専用室標識	指定たばこ専用喫煙室標識
第三十三條第二項第一号	専ら喫煙	喫煙
	喫煙専用室標識を	指定たばこ専用喫煙室標識を
第三十三條第三項	この節	この条及び次条第一項
	喫煙専用室設置施設等標識	指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識
第三十三條第三項第一号	喫煙専用室（	指定たばこ専用喫煙室（
	喫煙専用室標識	指定たばこ専用喫煙室標識
第三十三條第四項	喫煙専用室が	指定たばこ専用喫煙室が
	この節	この条及び次条
第三十三條第五項	喫煙専用室設置施設等	指定たばこ専用喫煙室設置施設等
	喫煙専用室の	指定たばこ専用喫煙室の
第三十三條第六項	喫煙専用室に	指定たばこ専用喫煙室に
	専ら喫煙	喫煙
	喫煙専用室に	指定たばこ専用喫煙室に
	喫煙専用室標識	指定たばこ専用喫煙室標識

第三十三条第七項

喫煙専用室設置施設等の 喫煙専用室の	指定たばこ専用喫煙室設置施設等の
喫煙専用室の	指定たばこ専用喫煙室の
喫煙専用室設置施設等に 喫煙専用室	喫煙専用室設置施設等に 喫煙専用室
喫煙専用室設置施設等に 喫煙専用室設置施設等標識	指定たばこ専用喫煙室設置施設等に 喫煙専用室設置施設等標識
喫煙専用室設置施設等 喫煙専用室設置施設等	指定たばこ専用喫煙室設置施設等 喫煙専用室設置施設等
喫煙専用室設置施設等の 喫煙専用室設置施設等	指定たばこ専用喫煙室設置施設等の 喫煙専用室設置施設等
喫煙専用室の 喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室の 喫煙専用室
喫煙専用室に 喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室に 喫煙専用室
喫煙専用室標識 喫煙専用室標識	指定たばこ専用喫煙室標識 喫煙専用室標識
喫煙専用室設置施設等に 喫煙専用室設置施設等	指定たばこ専用喫煙室設置施設等に 喫煙専用室設置施設等
喫煙専用室設置施設等標識 喫煙専用室設置施設等標識	指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識 喫煙専用室設置施設等標識
喫煙専用室が 喫煙専用室が	指定たばこ専用喫煙室が 喫煙専用室が
喫煙専用室設置施設等 喫煙専用室設置施設等	指定たばこ専用喫煙室設置施設等 喫煙専用室設置施設等

2 指定たばこ専用喫煙室設置施設等(前項の規定により読み替えられた新法第三十三条第四項に規定する指定たばこ専用喫煙室設置施設等)をいう。以下この条及び次条第二項第四号において同じ。

3 都道府県知事は、この条の規定の施行に必要な限度において、指定たばこ専用喫煙室設置施設等の管理権原者等に対し、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の営業について広告又は宣伝をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等が指定たばこ専用喫煙室設置施設等である旨を明らかにしなければならない。

4 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第三項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

6 第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(標識の使用制限に関する経過措置)

4 何人も、新法第三十七條第一項の規定にかかわらず、次に掲げる場合を除き、新法第二十七條第一項に規定する特定施設等(次条第二項において「特定施設等」という。)において新法第三十三條第二項に規定する喫煙専用室標識(以下この条において「喫煙専用室標識」という。)、新法第三十三條第三項に規定する喫煙専用室設置施設等標識(以下この条において「喫煙専用室設置施設等標識」という。)、新法第三十五條第二項に規定する喫煙目的室標識(以下この条において「喫煙目的室標識」という。)、新法第三十五條第三項に規定する喫煙目的室設置施設等標識(以下この条において「喫煙目的室設置施設等標識」という。))を掲示してはならない。

において「喫煙目的室設置施設等標識」という。)、附則第二条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三條第二項に規定する喫煙可能室標識(以下この条において「喫煙可能室標識」という。))、附則第二条第二項の規定により読み替えられた新法第三十三條第三項に規定する喫煙可能室設置施設等標識(以下この条において「喫煙可能室設置施設等標識」という。))、前条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三條第二項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識(以下この条において「指定たばこ専用喫煙室標識」という。))若しくは前条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三條第三項に規定する指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識(以下この条において「指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識」という。))と総称する。又は喫煙専用室標識等に類似する標識を掲示してはならない。

一 第二種施設等の管理権原者が新法第三十三條第二項の規定により喫煙専用室標識を掲示する場合又は同条第三項の規定により喫煙専用室設置施設等標識を掲示する場合

二 新法第二十八條第七号に規定する喫煙目的施設の管理権原者が新法第三十五條第二項の規定により喫煙目的室標識を掲示する場合又は同条第三項の規定により喫煙目的室設置施設等標識を掲示する場合

三 附則第二条第二項に規定する既存特定飲食提供施設の管理権原者が同条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三條第二項の規定により喫煙可能室標識を掲示する場合又は附則第二条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三條第三項の規定により喫煙可能室設置施設等標識を掲示する場合

四 第二種施設等の管理権原者が前条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三條第二項の規定により指定たばこ専用喫煙室標識を掲示する場合又は前条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三條第三項の規定により指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識を掲示する場合

何人も、新法第三十七條第二項の規定にかかわらず、次に掲げる場合を除き、喫煙専用室標識等を除去し、又は汚損その他喫煙専用室標識等の識別を困難にする行為をしてはならない。

一 新法第三十三條第四項に規定する喫煙専用室設置施設等の管理権原者が同条第六項の規定により喫煙専用室標識を除去する場合、同条第七項の規定により喫煙専用室設置施設等標識を除去する場合又は新法第三十四條第一項の規定による勧告若しくは同条第三項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙専用室標識及び喫煙専用室設置施設等標識を除去する場合

二 新法第三十五條第四項に規定する喫煙目的室設置施設等の管理権原者が同条第九項の規定により喫煙目的室標識を除去する場合、同条第十項の規定により喫煙目的室設置施設等標識を除去する場合又は新法第三十六條第一項若しくは第二項の規定による勧告若しくは同条第四項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙目的室標識及び喫煙目的室設置施設等標識を除去する場合

三 喫煙可能室設置施設等の管理権原者が附則第二条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三條第六項の規定により喫煙可能室標識を除去する場合、附則第二条第二項の規定により読み替えられた新法第三十三條第七項の規定により喫煙可能室設置施設等標識を除去する場合又は附則第二条第一項の規定により読み替えられた新法第三十四條第一項の規定による勧告若しくは附則第二条第二項の規定により読み替えられた新法第三十四條第三項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙可能室標識及び喫煙可能室設置施設等標識を除去する場合

四 指定たばこ専用喫煙室設置施設等の管理権原者が前条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三條第六項の規定により指定たばこ専用喫煙室標識を除去する場合、前条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三條第七項の規定により指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識を除去する場合又は前条第一項の規定により読み替えられた新法第三十四條第一項の規定による勧告若しくは前条第一項の規定により読み替えられた新法第三十四條第三項の規定に基づく命令に係る措置として指定たばこ専用喫煙室標識及び指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識を除去する場合

3 前二項の規定に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

(特定施設等において現に業務に従事する者の責務)

第五条 第二条の規定による改正後の健康増進法第二十五条の四第四号に規定する特定施設において附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に業務に従事する者は、当該業務に従事する者の望まない受動喫煙(第二条の規定による改正後の健康増進法第二十五条の四第三号に規定する受動喫煙をいう。)を防止するため、当該使用する者又は当該特定施設の実情に応じ適切な措置をとるよう努めなければならない。

2 特定施設等(新法第二十八条第五号に規定する第一種施設を除く。)においてこの法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務に従事する者の望まない受動喫煙を防止するため、当該使用する者又は当該特定施設の実情に応じ適切な措置をとるよう努めなければならない。

第六条 この法律(附則第一条第三号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第九条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一「健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)」の項中「第二十六条第二項及び第二十七条第一項(第二十九条第二項)」を「第四十三条第二項及び第六十一条第一項(第六十三条第二項)」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第七十三号中「第二十六条第三項」を「第四十三条第三項」に改める。

(労働安全衛生法の一部改正)

第十一条 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第六十八条の二中「事業者は」の下に「室内又はこれに準ずる環境における」を加え、「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること」を「健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第二十五条の四第三号に規定する受動喫煙」に改める。

第七十条の三中「(平成十四年法律第百三十三号)」を削る。

第十二条 労働安全衛生法の一部を次のように改正する。

第六十八条の二中「第二十五条の四第三号」を「第二十八条第三号」に改める。

(国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法の一部改正)

第十三条 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成十六年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第二号中「第二十六条第三項(同法第二十九条第二項)」を「第四十三条第三項(同法第六十三条第二項)」に、「第二十六条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第二十九条第一項」を「第六十三条第一項」に改め、同項第三号中「第二十七条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項)」を「第六十一条第五項(同法第六十三条第二項及び第六十六条第三項)」に改める。

(消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正)

第十四条 消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十号中「第二十六条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第三十一条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 野田 聖子
財務大臣臨時代理 国務大臣 野田 聖子
厚生労働大臣臨時代理 国務大臣 松山 政司

改正の趣旨

別添 3

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

改正の概要

1. 国及び地方公共団体の責務等

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的に推進するよう努める。
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- (3) 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

- (1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に對して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
- (2) 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙 (※1))	当分の間の措置 【加熱式たばこ (※2)】 原則屋内禁煙 (喫煙室 (飲食等も可) 内 での喫煙可)	別に法律で定める日までの間の措置 既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業 (資本金又は出資の総額 5000万円以下 (※3)) かつ 客席面積100㎡以下の飲食店) 標識の掲示により喫煙可
	B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道		
	飲食店	原則屋内禁煙 (喫煙専用室 (喫煙のみ) 内 でのみ喫煙可)	

※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。
※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。
※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。
注：喫煙をすることができるところについては、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。
注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売によるものを含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

- (3) 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。
- (4) 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせなくてはならないものとする。
- (5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

3. 施設等の管理権原者等の責務等

- (1) 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。
- (2) 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているとき等は、勧告、命令等を行うことができる。

4. その他

- (1) 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
- (2) この法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。
- (3) 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行期日

2020年4月1日（ただし、1及び2(5)については公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日、2.A二重線の部の施設に関する規定については公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日）

受動喫煙対策により、現状がどのように変わるのか

- 施設の類型・場所ごとに、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、喫煙可能な場所には掲示を義務付けること等から、改正健康増進法の対象施設においては「望まない受動喫煙」が生じてしまうことはなくなる。
- なお、今般の対策により、WHOによる規制状況の区分は1ランク上がるることとなる。

【現状】

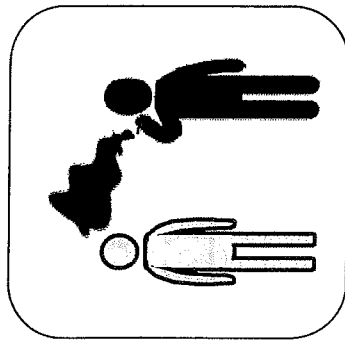
【法施行後】

学校・病院・
児童福祉施設等

○敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、
喫煙場所を設置することができる。

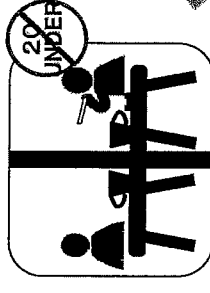
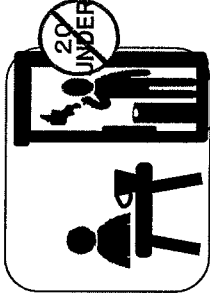
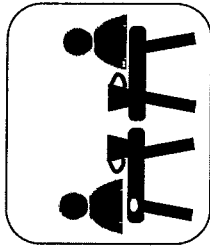
【事務所等】【飲食店のうち新たに開設する又は経営規模の大きい店舗等】



- 受動喫煙を生じさせずに喫煙できる場所が必ずしも明らかでないため、
 - ・ 非喫煙者が望まずに受動喫煙をしてしまう
 - ・ 喫煙者も、意図せずに受動喫煙をさせてしまうことが生じる。

事務所・飲食店等

- 屋内禁煙
- 喫煙専用室設置(※)
- 加熱式たばこ専用の喫煙室設置(※)



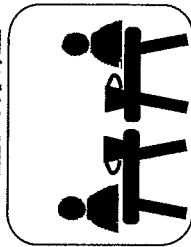
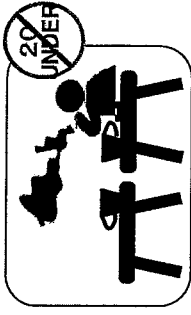
or
室外への煙の流出防止措置

掲示義務

【既存の飲食店のうち経営規模の小さい店舗】

○ 屋内禁煙

○ 喫煙可能(※)



※全ての施設で、
喫煙可能部分は
客・従業員ともに
20歳未満は立ち
入れない

掲示義務

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、
非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

法施行後、既存の経営規模の小さい飲食店が経営判断に基づいて講じる受動喫煙対策への支援を実施
また、新たに開設する店舗が段階的に増加

屋外や家庭等

○ 喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

1. 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。

①周知啓発

国民や施設の管理権原者などに対し、受動喫煙による健康影響等について、国及び地方自治体がパンフレット資料の作成・配布等を通じて周知啓発を行う。

②喫煙専用室等の設置に係る予算・税制上の措置

飲食店等における中小企業の事業主等が、受動喫煙対策として一定の基準を満たす喫煙専用室等を整備する際、その費用について助成を行う。

また、中小企業等が経営改善設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、喫煙専用室に係る器具備品等がその対象となることを明確化する。

③屋外における分煙施設

屋外における受動喫煙対策として、自治体が行う屋外における分煙施設の整備に対し、地方財政措置による支援を行う。

2. 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。

(考えられる協力の例)

○ 事業主団体等を通じた周知

飲食の機会等において患者や妊婦をはじめ受動喫煙を望まない者を喫煙可能な場所に連れて行くことがないよう、受動喫煙を防止する観点からの留意事項をまとめ、事業主団体等を通じて、周知啓発を行う。

○ 民間の飲食店情報サイトへの協力依頼

屋内禁煙、喫煙専用室設置店、既存特定飲食提供施設等の情報を掲載し、飲食店を選択する方に広く周知する。

3. 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

○ 加熱式たばこの受動喫煙による健康影響等について、科学的知見の蓄積を行う。

＜考え方＞

- 既存の飲食店（※）のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、直ちに喫煙専用室等の設置を求めることが事業継続に影響を与えることが考えられることから、これに配慮し、一定の猶予措置を講ずる。

※この法律の施行の際現に存する、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設

- その際、特例の対象が否かが変動することがないよう配慮することが必要であることから、「経営規模」については、「売上げ」ではなく、「資本金」及び「面積」で判断する。

- 資本金については、中小企業基本法における中小企業（飲食店）の定義などを踏まえ、「資本金5,000万円以下」を要件とする。

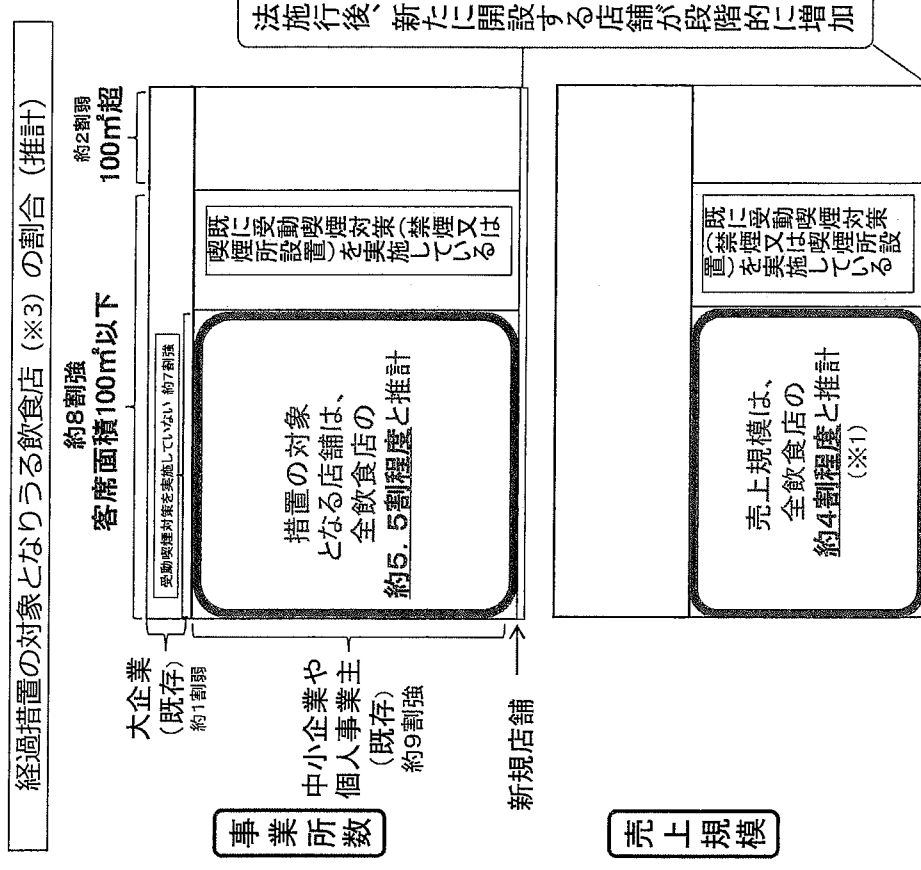
※ただし、一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。

- また、「資本金5,000万円以下」の企業が運営する施設であつても、一定の客席面積を有する場合は、一定の経営規模があると考えられることから、先行事例となる神奈川県・兵庫県の条例などを踏まえ、「客席面積100㎡以下」を要件とする。

- また、「既存の飲食店」について、法施行後に何らかの状況の変更があつた場合に、引き続き「既存の飲食店」に該当するかどうかは、①事業の継続性、②经营主体の同一性、③店舗の同一性等を踏まえて総合的に判断する。

△ 附 錄 ▽

- 既存特定飲食提供施設（中小企業や個人が運営する店舗であつて、客席面積100㎡以下のもの）として、措置の対象となる店舗は、最大で飲食店全体の約5.5割程度と推計（※1）。
- なお、飲食店のうち、新たに新店舗を出店した店舗は、2年間で全体の約2割弱、5年間で約3割強（※2）。



※1) 平成29年度飲食店における受動喫煙防止対策実態調査報告書(東京都)・平成27年度健康資源・環境整備状況調査(愛媛県)・平成26年度受動喫煙防止対策実態調査(山形県)等の自治体調査、平成26年経済センサス基礎調査、平成23～26年度生活衛生関係営業経営実態調査の回答結果をもとに仮定をいって推計。

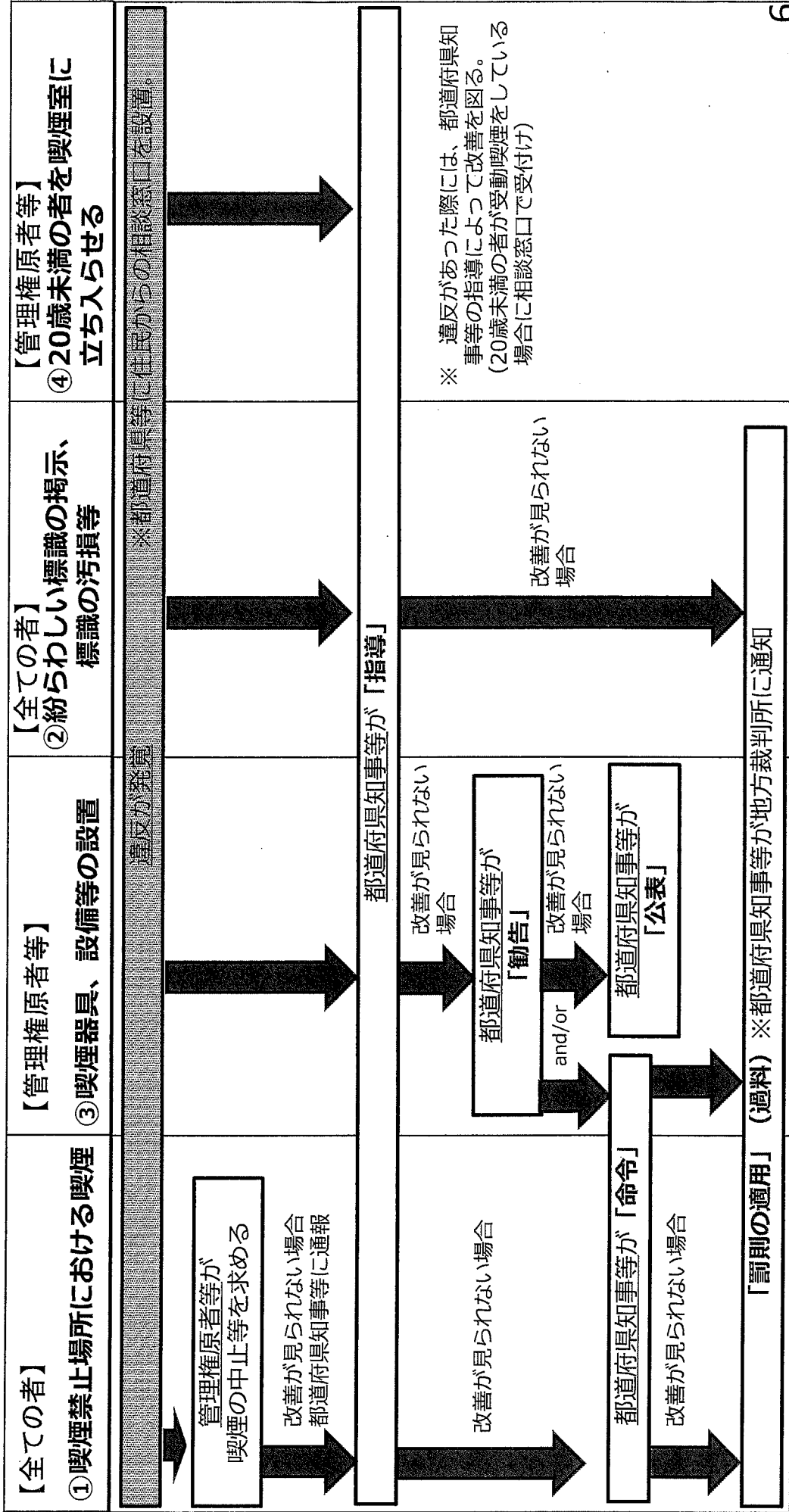
※2)平成18年事業所・企業統計調査～平成26年経営ヤ、サス基礎電

※3) 経済センサス基礎調査における飲食店(食堂、レストラン、料理店、喫茶店、酒場等)

改正健康増進法における義務内容及び義務違反時の対応について

- 改正健康増進法においては、以下の義務を課すこととしている。
【全ての者】 ①喫煙禁止場所における喫煙の禁止、②紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等の禁止
【施設等の管理権原者等】 ③喫煙禁止場所での喫煙器具、設備等の設置禁止
④喫煙室内へ20歳未満の者を立ち入らせないこと 等
- 義務に違反する場合には、まずは「指導」を行うことにより対応する。指導に従わない場合には、義務違反の内容に応じて勧告・命令等を行い、改善が見られない場合に限り、罰則（過料）を適用する。

<義務違反時の対応>



従業員に対する受動喫煙対策について

- 多数の者が利用する施設等では、施設等の類型・場所ごとに禁煙措置や喫煙場所の特定を行うこととするが、喫煙可能場所のある施設の従業員の「望まない受動喫煙」を防止するため、以下の施策を講ずる。

1 20歳未満の者（従業員含む）の立入禁止

多数の者が利用する施設等の管理権原者等は、20歳未満の者（従業員を含む）を喫煙可能場所に立ち入らせてはならないこととする。

2 関係者による受動喫煙防止のための措置

関係者（※）に受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務等を設ける。その上で、これらの努力義務等に基づく対応の具体例を国のガイドラインにより示して助言指導を行うとともに、助成金等によりその取組を支援する。

※上記1の施設等の管理権原者等及び事業者その他の関係者

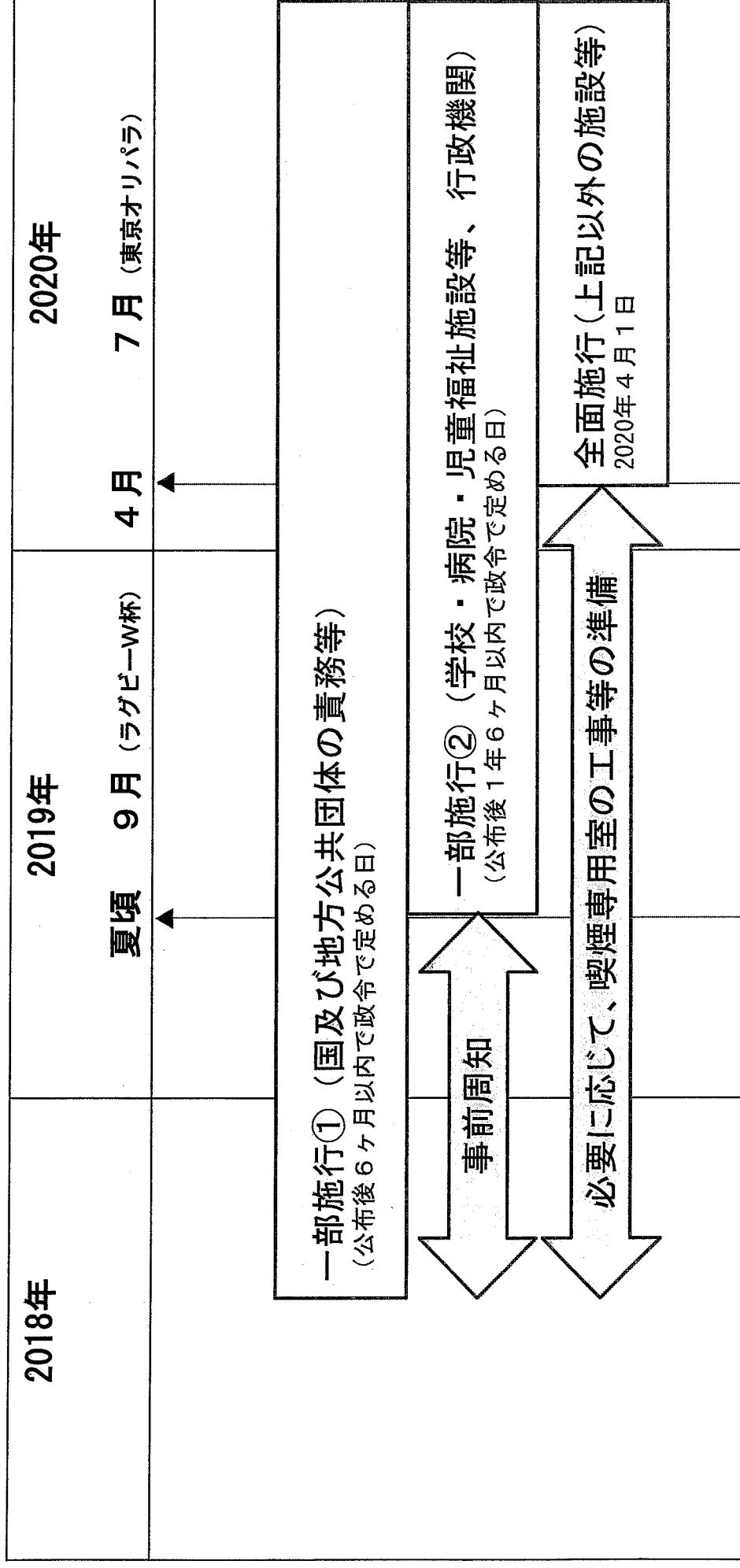
また、従業員の募集を行う者に対しては、どのような受動喫煙対策を講じているかについて、募集や求人申込みの際に明示する義務を課することとする。（今回の法律とは別に関係省令等により措置）

（参考） ガイドラインに盛り込む措置の例

- ① 喫煙室や排気装置の設置などハード面の対策と助成金等利用可能な支援策の概要
- ② 勤務シフト・店内レイアウト・サービス提供方法の工夫、従業員への受動喫煙防止対策の周知（モデル労働条件通知書等の活用）などソフト面の対策と相談窓口等利用可能な支援策の概要
- ③ 従業員の募集や求人申込みの際に受動喫煙対策の内容について明示する等、従業員にならうとする者等の保護のための措置

施行スケジュールについて

- 施設等の類型・場所に応じ、施行に必要な準備期間を考慮して、2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに段階的に施行する。



予算や税制措置も含めた総合的な取組を進める。